クリーン開発メカニズム（ＣＤＭ）プロジェクトの流れ

【クリーン開発メカニズム】
先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国（先進国）が自国の目標達成に利用できる制度

事業実施主体によるＣＤＭプロジェクトの計画策定

↓

投資国による承認　ホスト国による承認

↓

指定運営組織（OE）による
ＣＤＭプロジェクトの審査

※指定運営組織
ＣＤＭ理事会が指定する第三者機関

↓

登録申請（2005 年末までに行えば、2000 年以降の削減分に遡及可能）

ＣＤＭ理事会による
ＣＤＭプロジェクトの登録

↓

ＣＤＭプロジェクトの実施及びモニタリング

↓

指定運営組織（OE）による
ＣＥＲ(認証排出削減量)の検証・認証

↓

ＣＤＭ理事会がＣＥＲを発行し投資国、ホスト国に分配